

都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法担当課・室 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

市町村合併に係る使用済自動車の再資源化等に関する法律
に基づく登録・許可の移行に伴う手続きについて

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号、以下「自動車リサイクル法」という。)が本年1月1日より本格施行しておりますが、その円滑な施行と運用につきましてご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今後、多くの市町村合併が予定されております。市町村合併に伴う登録・許可業務の都道府県から保健所設置市への移管に関しましては、廃棄物処理法の場合とは異なり、自動車リサイクル法では、事業所を管轄する一つの自治体で登録・許可を受けると、全国から使用済自動車、解体自動車の収集・運搬が可能であること等も踏まえ、下記のとおりの手続きといたしますので、よろしくご対応をお願いします。

記

1. 住居表示の変更に伴う事業者からの変更届出の必要の有無について

市町村合併等により住居表示が変更となり、住所の表記が変わる場合があるが、これは変更の届出の対象とはしないこととする。ただし、住居表示変更による事業所名称の変更は変更届出事由である。

2. 登録・許可事務について

(1) 登録・許可権者に変更が無い場合

単一市町村における住居表示の変更、あるいは保健所設置市以外の市町村の合併であって新たに誕生した自治体が保健所設置市とならず、登録・許可権者に変更が無い場合の対応は以下の通りとする。

- ・ 前述の通り事業者による変更届出は不要。改めての登録・許可申請も当然に不要。ただし、事業所名称の変更は変更届出事由。

- ・登録・許可権者である都道府県・保健所設置市においては、登録簿に関し速やかに新住居表示に変更することとする。登録通知書と許可証に関しては、新たに交付せず登録・許可の更新時等の書き換えの必要が生じた際に新住居表示に書き換えることとする。

(2) 登録・許可権者に変更が有る場合

市町村合併により、保健所設置市と保健所設置市でない市町村の合併、新たな保健所設置市の誕生、保健所設置市どうしの合併、があった際には、行政区域の変更により、都道府県等（旧自治体）から新保健所設置市に登録・許可事務が移管することとなる。この場合、旧自治体の登録・許可を受けている事業者のうち、新保健所設置市に移管された事業所を持つものは、新保健所設置市の登録・許可を受けているものとみなす。この場合の対応は以下の通りとする。

- ・前述の通り事業者による変更届出は不要。改めての登録・許可申請も不要。
- ・旧自治体による当該事業者への処分は、新保健所設置市が行ったものとみなす。
- ・新保健所設置市においては、登録業者については、登録簿に関し住居表示の変更が必要な事業者について速やかに新住居表示に変更するとともに、新たに管轄となった事業者を登録簿に登録し、従来より管轄していた登録業者に旧自治体から移管された事業所がある場合は登録簿に追記する。登録通知書に関しては、新たに登録した事業者と事業所を追記した登録業者に新たな登録通知書を発出し、従来より管轄していた登録業者で住居表示のみに変更があった事業者に対しては登録の更新時等に新住居表示に書き換えることとする。

また、許可業者については、新たに管轄となった許可業者と、従来より管轄していた許可業者に旧自治体から移管された事業所がある場合は、合併時点で新たな許可証を交付する。従来より管轄していた許可業者で住居表示のみに変更があった事業者に対しては許可の更新時等に新住居表示に書き換えることとする。

- ・旧自治体においては、登録業者について新保健所設置市に移管した事業所がある場合は登録簿を速やかに修正し、新たな登録通知書を発出する。管轄する事業所がなくなった場合は、旧自治体の登録は失効する。

また、許可業者については、新保健所設置市に移管した事業所がある場合は許可証の書き換えは原則不要だが、破砕業において移管により事業範囲の縮小がある場合は、許可番号が変更されるため、新たな許可証を発行し、旧許可証は旧自治体に返納するものとする。なお、管轄する事業所がなくなった場合は、旧自治体の許可は失効する。失効した許可証は新保健所設置市に返納させるものとする。

3. 登録・許可番号と有効期限について

新市での登録・許可番号の振り方は、平成16年2月2日付の事務連絡に依拠して行い、新たな保健所設置市の自治体番号（3桁）は廃棄物処理法の許可番号に定める自治体番号（3桁）と同じとする。

また、新保健所設置市における登録・許可の有効期限は、それぞれ旧自治体での登録・

許可の早い方を起算日とする。このため、有効期限のみが変更となる場合があり、その際は許可証の再発行が必要であり、旧許可証は新保健所設置市に返納させることに留意されたい。

4 .(財)自動車リサイクル促進センターへの情報提供について

新保健所設置市は、旧自治体から登録・許可が移行された事業者がある場合は、新たに付した登録・許可番号と旧自治体で付された登録・許可番号、事業者名、住所、登録・許可業種、移行のあった年月日の事業者情報と、その登録・許可に関する事業所情報(名称、所在地、取扱うフロン類の種類)を、(財)自動車リサイクル促進センター情報管理部に対し、平成17年2月10日付事務連絡「(財)自動車リサイクル促進センターへの登録・許可に関する情報提供について」に記載した不許可処分等の事業者情報の提供と同様の方法により、情報提供することとする。

旧自治体は、登録・許可が失効した事業者がある場合は、新保健所設置市と同様に、同センターへ事業者情報を提供するものとする。

5 .自動車リサイクルシステムの事業所コードについて

自動車リサイクルシステムにより付される事業所コードは、電子マニフェストによる移動報告において、引取り・引渡しの情報として必要なものであり、頻繁な変更は当該事業者及び関係する事業者の負担が大きくなることも踏まえ、市町村合併に伴う変更は行わないこととして取り扱う。

6 .その他

旧自治体は、新保健所設置市に登録・許可が移行された事業者がある場合は、新保健所設置市への登録・許可事務の移管がスムーズに行われるために、関係する事業者の登録・許可申請等書類及び関係書類を新保健所設置市へ移管、または当該書類の写しを提供することとする。

なお、自動車リサイクル法の運用においては、かねてから全国統一的な運用をお願いしているところであり、許可事務は、この事務連絡に依拠して移管手続きを行うとともに、登録事務は、この移管手続きを参考として運用されたい。